

みえデジタル戦略推進計画

令和2(2020)年6月

三重県

目次

第1章	はじめに	3
1	計画の目的	3
2	計画の位置付け	4
(1)	法令上の位置付け	4
(2)	県総合計画との関係	4
(3)	「スマート改革」との関係	4
3	計画期間	4
第2章	ICT及び国の情報化政策の動向	5
1	ICTをめぐる動向	5
(1)	ICTを活用した働き方改革	5
(2)	データ活用社会の到来	5
(3)	サイバーセキュリティの脅威の増大	7
(4)	新型コロナウイルス感染症拡大に伴うDXの機運	7
2	国の情報化政策の動向	7
(1)	「世界最先端デジタル国家創造宣言・官民データ活用推進基本計画」	8
(2)	「自治体戦略2040構想研究会 第二次報告」	9
(3)	「地方自治体における業務プロセス・システムの標準化及びAI・ロボティクスの活用に関する研究会 報告書」	10
(4)	Society5.0	11
第3章	基本的な考え方	13
1	三重県の現状と課題	13
(1)	業務の生産性向上と働き方の見直し	13
(2)	県民サービスの向上	13
(3)	社会課題の解決とデータ活用の推進	14
2	基本方針	16
基本方針1	ICTを活用した県庁改革と情報基盤整備	16
基本方針2	ICTを活用した県民サービスの向上	17
基本方針3	テクノロジーを活用した社会課題の解決、新たな価値の創出	17

第4章 個別取組	19
1 個別取組の概要	19
2 個別取組.....	20
(1) AIやRPAの活用等による業務改善及び多様な働き方の推進	20
(2) 県情報通信基盤の整備運用	22
(3) 情報セキュリティ対策の強化	24
(4) 行政データのオープン化・データ活用の推進	26
(5) 行政手続のオンライン化	29
(6) デジタルデバイド対策	31
(7) 人材育成・意識改革	32
(8) 新型コロナウイルス感染症拡大を契機としたDXの推進.....	34
第5章 推進体制	35

第1章 はじめに

1 計画の目的

インターネットと、携帯電話に代表される移動通信システムは、人々に新たなコミュニケーションの機会を提供するインフラとして平成の時代を通じて発展・普及し、産業・社会に大きな変化をもたらしました。特に携帯電話は、スマートフォンの普及によってコミュニケーションツールとしての枠を超え、私たちの生活においてさまざまなことを可能にする、最も身近なデバイスになりました。

令和の時代を迎え、IoTやAI（人工知能）、新たな第5世代移動通信システム（5G）が登場し、サイバー空間と現実世界を高度に融合させたシステムにより、経済発展と社会的課題の解決を両立する人間中心の社会「Society5.0」の実現がめざされています。

こうした変化の背景には、時間・場所に制約されないデジタルデータにより、経済活動に不可欠となる膨大な情報のやり取りを行うことが可能になり、働き方をはじめとした従来の枠組みや概念を大きく転換する技術革新が進展したことにあります。

デジタル技術の発展は、産業競争力の強化にとどまらず、持続可能な活力ある社会の実現や、地方におけるさまざまな地域課題の解決にも資するものですが、新型コロナウイルス感染症の拡大をふまえ、デジタル技術を活用した社会変革の推進（デジタルトランスフォーメーション（以下「DX」という。））の観点を持つことが一層不可欠となっています。

国において、官民のデータ利活用のための環境を総合的かつ効果的に整備するため、平成28(2016)年12月に「官民データ活用推進基本法」（平成28(2016)年法律第103号）が公布・施行され、同法により、都道府県は、国が策定する官民データ活用推進基本計画に基づき、当該都道府県の区域における官民データ活用推進に関する施策についての基本的な計画（都道府県官民データ活用推進計画）を策定することとされています。

Society5.0をめざした取組が進む中、新型コロナウイルス感染症の拡大により、人々の考え方や働き方は大きく変わりつつあります。ICTやデータの積極的な活用は、行政運営の効率化や県民の利便性向上の実現、さらに、新たな様相を呈している社会のさまざまな課題を解決するための必要不可欠な前提となっています。これらは、デジタル技術を活用して社会変革を進めるというDXの考え方に合致するものであり、以上をふまえ、「みえデジタル戦略推進計画」（以下、「本計画」という。）を策定するものです。

2 計画の位置付け

(1) 法令上の位置付け

本計画は、官民データ活用推進基本法第9条に規定する「都道府県官民データ活用推進計画」として位置付けます。

(2) 県総合計画との関係

三重県の総合計画である「みえ県民カビジョン・第三次行動計画」（以下、「第三次行動計画」という。）がめざすべき社会の姿として掲げる『三重県らしい、多様で、包容力ある持続可能な社会』の実現を推進するための計画として位置付けます。

(3) 「スマート改革」との関係

三重県において令和2(2020)年度から本格的に実施している「スマート改革」は、ICTの新しい技術等を活用しつつ、業務の生産性向上、働き方の見直し、地域課題の解決を進めるものであり、本計画に記載されている事業は「スマート改革」の枠組みの中で具体的実現が図られることとなります。

なお、一部の事業（データの利活用等）については、別途策定されている「みえICT・データサイエンス推進構想」と連携して進めます。

3 計画期間

第三次行動計画の計画期間（令和2(2020)年度から令和5(2023)年度）にあわせ、本計画の計画期間は、令和2(2020)年度から令和5(2023)年度までの4年間とします。

第2章 ICT及び国の情報化政策の動向

1 ICTをめぐる動向

(1) ICTを活用した働き方改革

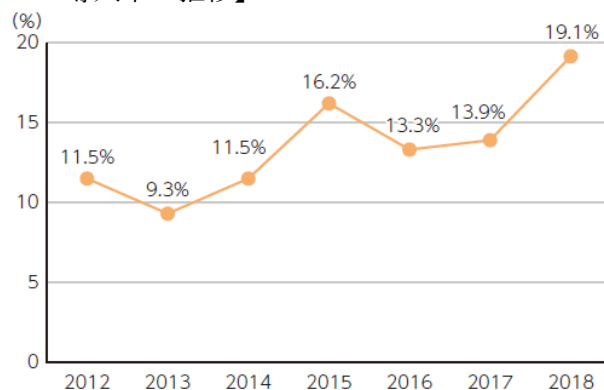
国では、平成 29(2017)年 3 月に閣議決定した「働き方改革実行計画」に基づき、「働き方改革」の取組を推進しています。

これは、「少子高齢化に伴う生産年齢人口の減少」、「育児や介護の両立など、働く人のニーズの多様化」等の状況に直面している中で、投資やイノベーションによる生産性向上とともに、就業機会の拡大や意欲・能力を存分に発揮できる環境を整備することが重要な課題であることをふまえたものとなっています。

働き方改革の中では、「柔軟な働き方がしやすい環境整備」として、ICTを活用して時間や場所を有効に活用できる柔軟な働き方を可能とするテレワークの推進が掲げられているなど、ICTは、既存の働き方を大きく変えることができます。

また、自治体においても、深刻な問題である人口減少に伴う労働力の供給制約の中、持続可能な形で行政サービスを提供し続けるため、従来の働き方の見直しが迫られており、ICTを活用した「スマート自治体への転換」が求められています。

【企業のテレワーク導入率の推移】



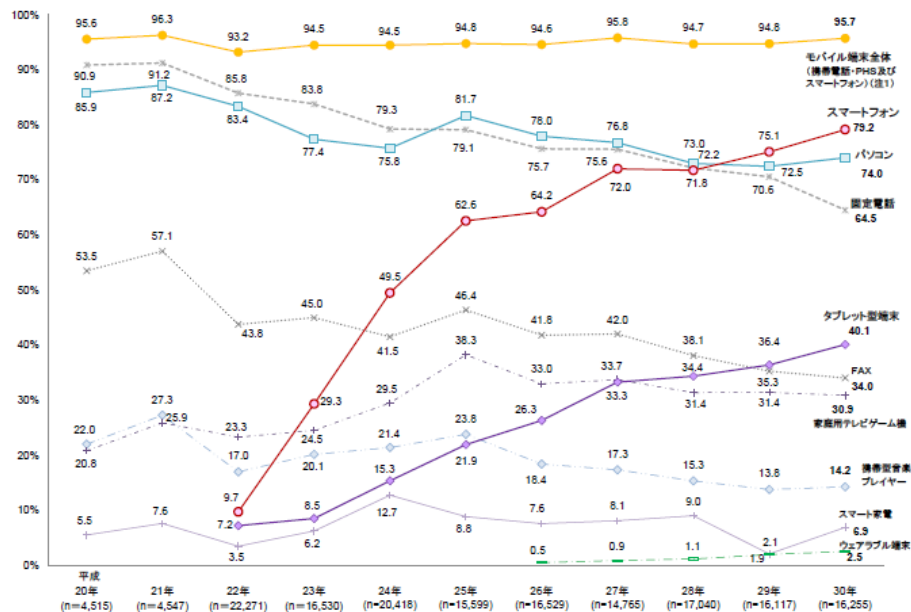
(出典) 総務省「令和元年 情報通信に関する現状報告 (令和元年版 情報通信白書)」

(2) データ活用社会の到来

平成 30(2018)年の総務省通信利用動向調査によると、スマートフォン等の新しい情報通信機器の普及が急速に進み、インターネットにおけるデータ流通量が急速に増大しています。また、IoT機器の小型化・低コスト化による技術の進展により、大量で質の高いデータを効率的に収集・共有できる環境が整いつつあります。

これらの膨大なデータ（ビッグデータ）を処理するための技術も日々進歩しており、特に、AI、IoT等に代表されるICTにより、データの集計だけでなく、高度な分析・活用が可能となり、さまざまな分野でデータ活用による新たな付加価値の創出が期待されています。

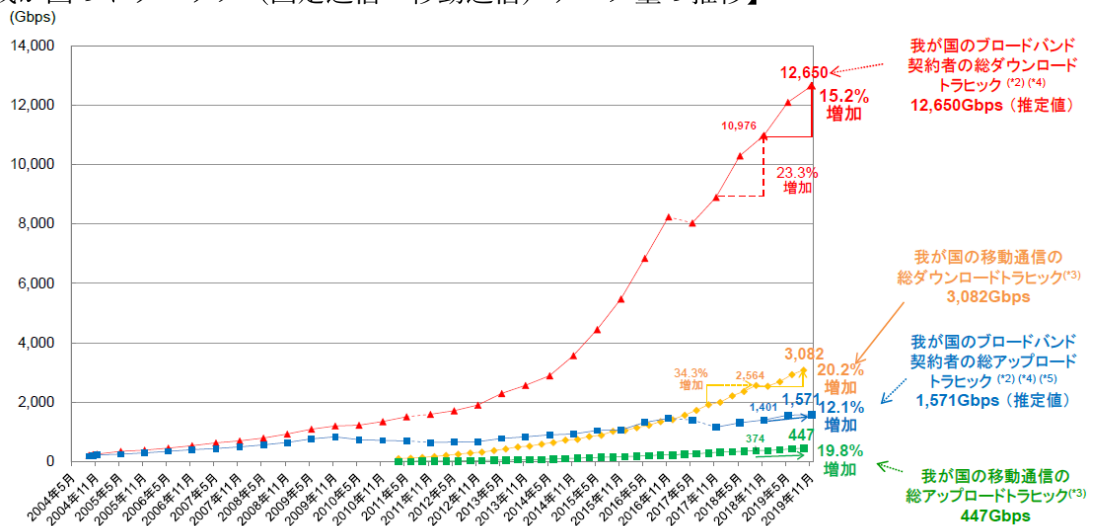
【情報通信機器の保有状況（世帯）】



(注) 1. 「モバイル端末全体」には携帯電話・PHSと、平成21年から平成24年までは携帯情報端末(PDA)、平成22年以降はスマートフォンを含む。
2. 経年比較のため、この図表は無回答を含む形で集計。

(出典) 総務省「平成30年 通信利用動向調査」

【我が国のトラフィック（固定通信・移動通信）データ量の推移】



(*)1 FTTH、DSL、CATV、FWA
(*)2 2011年5月以前は、携帯電話網との間の移動通信トラフィックの一部が含まれる。
(*)3 『総務省 我が国の移動通信トラフィックの現状(令和元年9月分)』より引用(3月、6月、9月、12月に計測)
(*)4 2017年5月より協力ISPが5社から9社に増加し、9社からの情報による集計値及び推定値としたため、不連続が生じている。
(*)5 2017年5月から11月までの期間に、協力事業者の一部において計測方法を見直したため、不連続が生じている。

(出典) 総務省「我が国のインターネットにおけるトラフィックの集計結果（2019年11月分）」

(3) サイバーセキュリティの脅威の増大

I C Tが社会のあらゆる領域に普及し機能していくことで、より一層 I C Tの重要性が高まると同時に、サイバー攻撃によって、その機能が失われた場合、生活や経済活動に大きな混乱をもたらすことになります。

サイバーセキュリティ上の脅威は、世界規模で深刻化しており、特に、標的型攻撃等のサイバー攻撃は、ますます巧妙化する傾向にあり、機密漏えい等の被害は甚大なものとなっています。

安全・安心な情報通信ネットワークの確保に向け、情報セキュリティ対策の強化が求められています。

【情報セキュリティ 10 大脅威（組織）】

順位		前年 順位
1位	標的型攻撃による機密情報の窃取	1位
2位	内部不正による情報漏えい	5位
3位	ビジネスメール詐欺による金銭被害	2位
4位	サプライチェーンの弱点を悪用した攻撃	4位
5位	ランサムウェアによる被害	3位
6位	予期せぬIT基盤の障害に伴う業務停止	16位
7位	不注意による情報漏えい（規則は遵守）	10位
8位	インターネット上のサービスからの個人情報の窃取	7位
9位	I o T機器の不正利用	8位
10位	サービス妨害攻撃によるサービスの停止	6位

(出典) 独立行政法人情報処理推進機構「情報セキュリティ 10 大脅威 2020」を基に作成

(4) 新型コロナウイルス感染症拡大に伴うD Xの機運

新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、テレワークやW e b会議の導入、オンライン授業の展開、オンライン診療の解禁等、世の中で I C Tを活用した業務の進め方や新たなサービスの提供が加速度的に進んでいます。

三重県においても、従来の I C T活用の概念を超え、組織のあり方や働き方、人々の生活をより良い方向に変化させるD Xに向けての対策を講じる必要があります。

2 国の情報化政策の動向

国では、平成 13(2001)年 1月に「高度情報通信ネットワーク社会形成基本法」(平成 12(2000)年法律第 144号。いわゆる「I T基本法」。)が施行され、高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部において、世界最先端の I T国家をめざした「e-Japan 戦略」が決定されて以降、情報通信基盤の整備が進められてきました。

平成 25(2013)年 6 月には、I T は日本の社会を抜本的に変革して、安全・安心・快適な国民生活を実現する重要なツールであるとの認識のもと、「世界最先端 I T 国家創造宣言」が策定され、情報システム改革やオープンデータ・ビッグデータの推進と多様な分野でのデータ活用、インフラ環境や人材の育成などの取組が積極的に展開されました。

(1) 「世界最先端デジタル国家創造宣言・官民データ活用推進基本計画」

平成 28(2016)年 12 月には、官民データ利活用のための環境を総合的かつ効率的に整備するため、「官民データ活用推進基本法」が公布・施行されました。

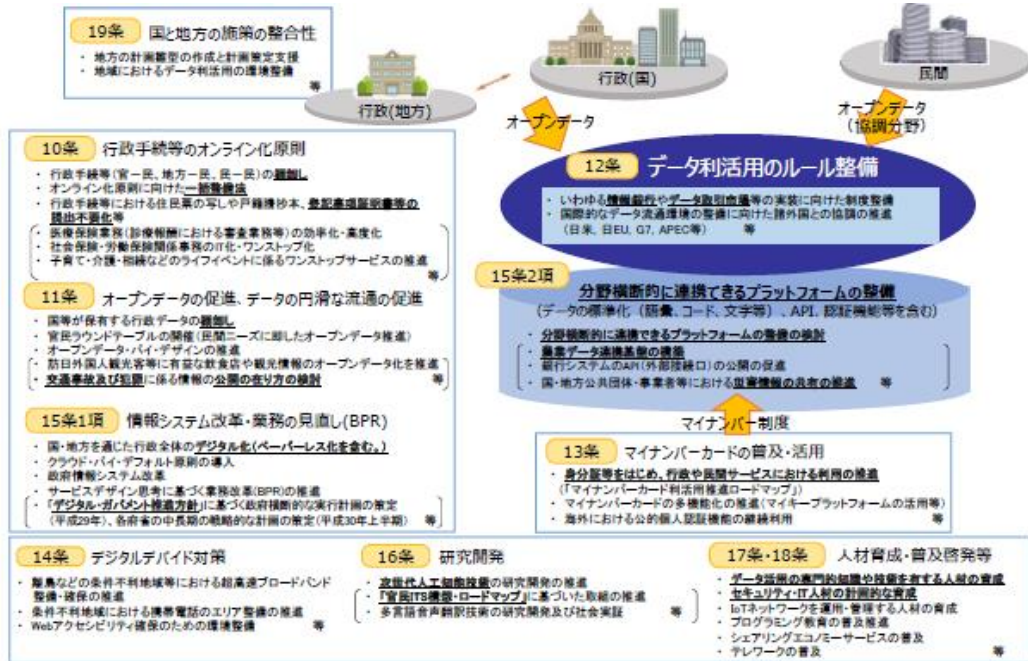
これを受けて、平成 29(2017)年の I T 戦略からは、同法に基づく官民データ活用推進基本計画が加わり、「世界最先端 I T 国家創造宣言・官民データ活用推進基本計画」(平成 29(2017)年 5 月 30 日閣議決定)が、平成 30(2018)年には「世界最先端デジタル国家創造宣言・官民データ活用推進基本計画」(平成 30(2018)年 6 月閣議決定。令和元(2019)年 6 月全部変更。)が策定されています。

世界最先端デジタル国家創造宣言では、国民が安全で安心して暮らせ、豊かさを実感できる社会の実現をめざし、デジタル技術の恩恵を誰もが享受できる「デジタル社会」に向けた重点課題を取りまとめ、社会実装を強く意識して、国民生活・経済活動の質を高めるのに能動的かつ積極的に活用し、産業競争力の強化にとどまらず社会課題の解決にまで役立てていくことが宣言されています。

また、官民データ活用推進基本計画は、新しい社会インフラとしての「データ利活用のための基盤」の整備を、国と各地方公共団体等が一体となって全体を俯瞰しながら取り組むためのいわば「見取図」とされています。

この「見取図」を基に、Society5.0 時代にふさわしい、デジタル技術の恩恵を誰もが享受できる「新たな社会システム」への移行を図り、国民が安全で安心して暮らせ、豊かさを実感できる社会を実現することをめざしています。

【官民データ活用推進基本計画のイメージ】



(出典) 高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部 官民データ活用推進戦略会議
「世界最先端 I T 国家創造宣言・官民データ活用推進基本計画 概要」

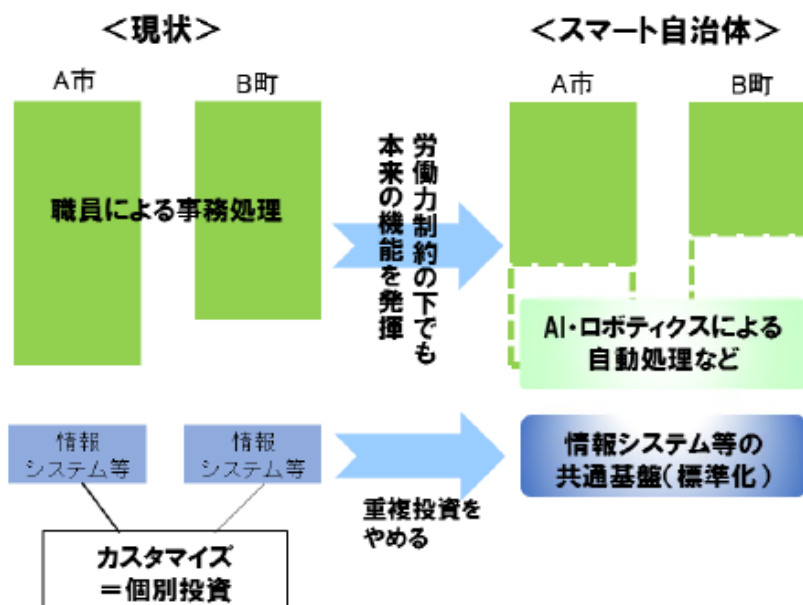
(2) 「自治体戦略 2040 構想研究会 第二次報告」

国では、高齢者人口がピークを迎える 2040 年頃をターゲットに人口構造の変化に対応した自治体行政のあり方について検討を行うため、総務省の有識者研究会である「自治体戦略 2040 構想研究会」を設置し、平成 30(2018)年 7 月に第二次報告がとりまとめられました。

本報告では、新たな自治体行政の基本的な考え方として、人口減少による労働力不足の中、経営資源が大きく制約されることを前提とした、既存の制度・業務を大胆に構築する必要があるとしています。

そこで、自治体が住民生活に不可欠な行政サービスを持続的、かつ、安定的に提供し続けるため、AI やロボティクスによって処理することができる業務は全てそれらに任せ、職員は企画立案業務や住民への直接的なサービスなど、職員でなければならない業務に注力する「スマート自治体への転換」の必要性を指摘しています。

【スマート自治体への転換】



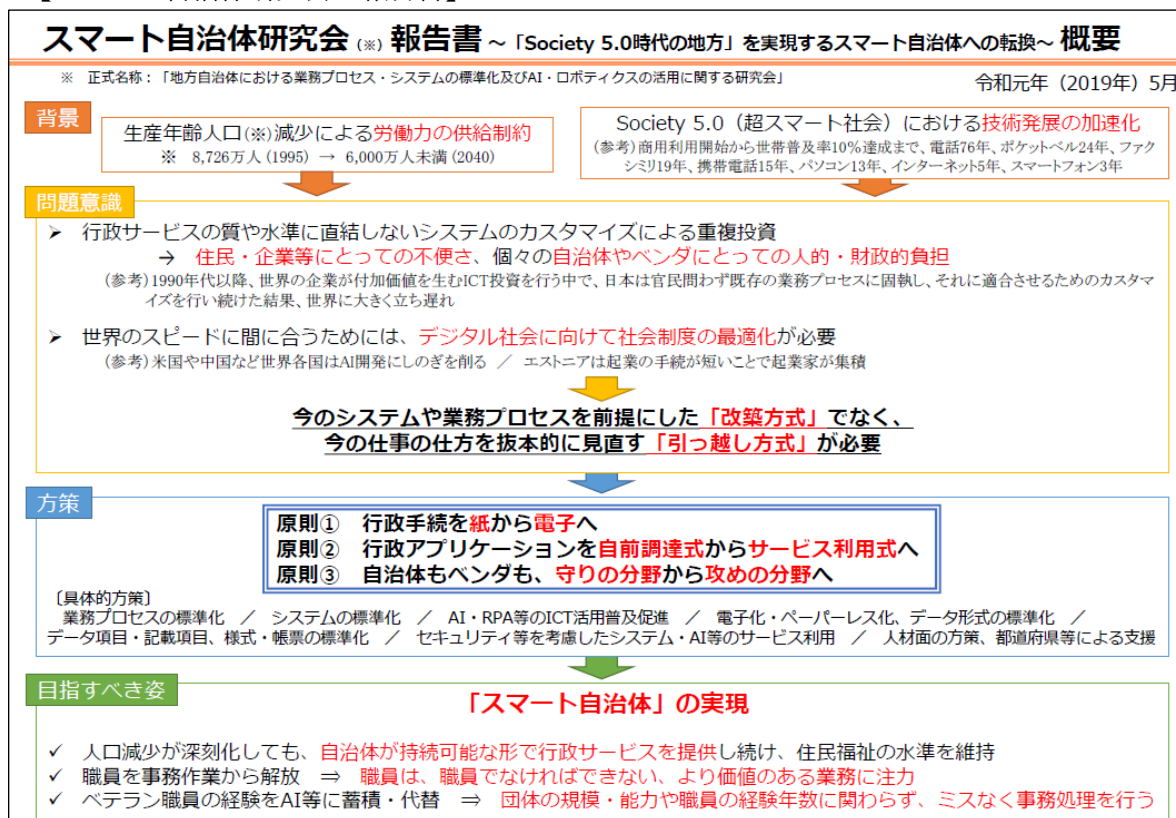
(出典) 自治体戦略2040構想研究会「自治体戦略2040構想研究会 第二次報告」

(3) 「地方自治体における業務プロセス・システムの標準化及びA I・ロボティクスの活用に関する研究会 報告書」

自治体戦略2040構想研究会の第二次報告を受けて、令和元(2019)年5月に、地方自治体における業務プロセス・システムの標準化及びA I・R P A (ロボティック・プロセス・オートメーション) の活用について実務上の課題を整理することを目的として設置された「地方自治体における業務プロセス・システムの標準化及びA I・ロボティクスの活用に関する研究会 (スマート自治体研究会)」の報告書が公表されました。

本報告書では、システムやA I等の技術を駆使して、効果的・効率的に行政サービスを提供する自治体を「スマート自治体」と定義した上で、スマート自治体を実現するため、業務プロセス・システムの標準化・共同化、A I・R P A等のI C T活用を進めるとともに、電子化・ペーパーレス化やデータ項目、様式・帳票の標準化等についても進めることが有効であるとしています。

【スマート自治体研究会 報告書】



(出典) 地方自治体における業務プロセス・システムの標準化及びAI・ロボティクスの活用に関する研究会
「スマート自治体研究会報告書 概要」

(4) Society5.0

Society5.0 とは、狩猟社会 (Society 1.0)、農耕社会 (Society 2.0)、工業社会 (Society 3.0)、情報社会 (Society 4.0) に続く、新たな社会を指すもので、内閣府の「第5期科学技術基本計画」(平成28(2016)年1月22日閣議決定)において、我が国がめざすべき未来社会の姿として初めて提唱されました。

Society5.0 は、ICTを最大限に活用し、サイバー空間(仮想空間)とフィジカル空間(現実空間)とを融合させた取組により、「必要なモノやサービスを、必要な人に、必要なだけ提供することで、経済発展と社会的課題の解決を両立し、人々が最適で活力に満ちた質の高い生活を送ることができる、人間中心の社会」とされています。

Society 5.0 が実現された社会では、IoTで人とモノがつながり、さまざまな知識や情報が共有されることで、これまでの社会やライフスタイルが大きく変わり、社会の持続性を妨げる根本的な諸課題が改善し、生活の利便性や生産性が大きく向上することが期待されています。

【Society 5.0 で実現する社会】



（出典）内閣府ホームページ https://www8.cao.go.jp/cstp/society5_0/index.html

第3章 基本的な考え方

1 三重県の現状と課題

(1) 業務の生産性向上と働き方の見直し

三重県では、これまで、ICTを活用した行政事務の効率化・高度化に向けて、情報通信基盤の整備に取り組んできました。また、市町と連携した取組として、情報セキュリティ対策の抜本的強化を図る自治体情報セキュリティクラウドの構築などにも取り組んできました。

「第2章 ICT及び国の情報化政策の動向」のとおり、人口減少による労働力不足の中、自治体における行政サービスの質や水準を維持・向上していくためには、経営資源が大きく制約されることを前提として、既存の制度・業務を大胆に再構築する必要があります。三重県においても、職員の年齢構成が偏っており、ベテラン職員の大量退職に伴う人的リソースの確保が困難になっていくと考えられています。

つまり、このまま既存の情報システムを利用し続けるだけでは、こうした課題に対応することは困難であり、近年、続々と登場しているICTの新たな技術などを積極的に活用して、業務の自動化・省力化を図る必要があります。そのため、三重県では、従来の取組に加え、Society5.0の考え方や視点に基づいた改善・改革に向けて、AI・RPA等の新しい技術の活用に取り組んでいます。

また、新型コロナウイルス感染症の拡大防止を図りつつ、より柔軟かつ弾力的な働き方の実現に向け、Web会議やモバイルワーク、在宅勤務等の環境整備を進め、ICTを活用した働き方の見直しに取り組んでいるところです。

これらの取組を積極的に展開していくことで、生産性の向上と正確性の確保の両立が可能となり、これまで長時間を要していた事務作業から職員を解放し、職員は企画立案業務や県民への直接的なサービスの提供など、職員でなければできない業務に注力し、県民サービスの向上へとつながると考えています。

(2) 県民サービスの向上

ICTの活用は、行政の生産性の向上のみならず、県民にとって利便性が向上する機会とする必要があります。三重県では、これまで、三重県電子申請・届出システムを活用した行政手続のオンライン化を推進してきました。

新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、行政窓口へ直接行くことなく

手続きを済ませたいというニーズは、これまで以上に高まっていますが、電子申請に対する県民のニーズに対応しきれていないと断言し難く、今後も行政手続のオンライン化を不断に検討する必要があります。

一方、感染症の拡大により判明したことは、ICTを活用する知見がある人とそうでない人で、受けられるサービスが大きく変わりうる、二極化が起きる可能性があるということです。デジタルデバイドの観点から、誰でもICTによる利便性の向上を享受できるように、行政としても取り組む必要があります。

(3) 社会課題の解決とデータ活用の推進

【社会課題の解決や社会変革の後押し】

AI等をはじめとしたICTは、単に業務の生産性やサービスレベルの向上だけでなく、地域が抱える課題を解決に導くためのツールとしても活用すべきです。三重県においては、令和元(2019)年度にAIを活用した児童虐待対応システムの実証実験を全国で初めて実施したほか、人流データや検索データ等のビッグデータの新型コロナウイルス感染症対策への活用などに取り組み、成果を上げています。また、AI技術を活用した避難行動促進やウェアラブル端末を活用した生活習慣の「見える化」などにも取り組みはじめたところです。

新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、ICTをはじめテクノロジーを活用した社会課題の解決は、ますます重要になると考えられ、行政が施策を考案する際にはこの視点を常に持つ必要があります。一方で、これらを進めるためには、技術への理解があり、具体的課題に適用することを考えられる人材を育成する必要があります。

【行政データのオープン化と産学官連携によるデータ活用の推進】

世界の産業の主戦場は、ビッグデータを取得してAIやIoTと組み合わせ、市場を獲得していくような領域にシフトしています。Society5.0で活用されるAIやIoTなどのイノベーションを支える「エンジン」は「データ」であるといえ、データを活用することの重要性は日増しに高くなっています。

こうした状況に対応し、Society5.0が実現する社会をめざすためには、三重県や県内市町の保有するデータを商業利用可能な形で公開する「オープンデータ」の取組によるデータのオープン化を進めつつ、行政データとその他のさまざまなデータを合わせて活用することにより、地域産業の活性化や地域課題の解決に取り組んでいく必要があります。

しかしながら、こうした取組を進めるために必要な国内のICT人材や

データ活用人材は不足している状況にあり、これら人材の育成が喫緊の課題となっています。

2 基本方針

○基本方針1 ICTを活用した県庁改革と情報基盤整備

業務の生産性の向上、職員の働き方の見直しを進めつつ、バックボーンとなる情報基盤の整備とセキュリティの確保を進めます。

○基本方針2 ICTを活用した県民サービスの向上

ICTにより利便性をさらに高めるとともに、誰もがサービスを楽しむ取組を進めます。

○基本方針3 テクノロジーを活用した社会課題の解決、新たな価値の創出

ICTをはじめとした新たな技術革新を地域課題の解決に積極的に取り入れます。また、オープンデータのように、官民で新たな価値を創出する取組を進めます。

※これらの方針は、三重県で進めている「スマート改革」において、Smart Government / Smart Workstyle/Smart Solutions として整理し、具体的に取り組を進めている。また、基本方針3におけるオープンデータの推進や人材育成については、「みえICT・データサイエンス推進構想」と連携して進めることとなっている。

基本方針1 ICTを活用した県庁改革と情報基盤整備

「挑戦する風土・学習する組織」づくりに取り組むとともに、ICT、とりわけAIやRPA等の新たな技術の活用やペーパーレス化等による業務改善・改革、柔軟かつ弾力的な働き方に向けたモバイルワーク等の導入を進めます。

職員は、企画立案業務や県民への直接的なサービスの提供など、職員でなければならない業務に注力することで、職員の働き方の質が変わり、課題解決に向けて自ら積極的に取り組み、職員全体の意欲・能力向上による組織力の向上によって、よりよい県民サービスの提供につなげていきます。

特に、新型コロナウイルスの感染拡大により、世の中の考え方や環境は大きく変わってきているため、職員や県庁レベルはもとより、市町や企業等も含めた改革をめざします。

情報基盤となる各重要システムについては、現状の課題を解決し、今後のさまざまなニーズにも対応できるよう、環境整備を進めていきます。

特に、三重県情報ネットワークの再構築を契機としたテレワークや無線環境の整備、コミュニケーションツールの導入など、働き方改革への対応を進めながら、新型コロナウイルスの感染拡大による職場環境や仕事のあり方の

変化に対応し、利便性とセキュリティ対策の確保を両立したクラウドサービスの利用等により、情報システムの最適化を図っていきます。

さらに、ICT環境の急速な発展に伴う新たな脅威にも対応できるよう、情報セキュリティの技術的対策の確保に取り組むとともに、情報セキュリティ意識の向上とセキュリティ人材の育成を推進します。

基本方針2 ICTを活用した県民サービスの向上

また、令和元(2019)年6月5日に公布された「情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律」(令和元(2019)年法律第20号)(以下、「デジタル行政推進法」という。)において明確化された、行政のあらゆるサービスを最初から最後までデジタルで完結させるために不可欠なデジタル化3原則(デジタルファースト、ワンスオンリー、コネクテッド・ワンストップ)に基づき、行政手続のオンライン化をさらに推進していきます。

また、利便性向上施策の一つであるキャッシュレス決済の推進に関しては、「三重県キャッシュレス推進方針」に基づく取組を進めます。

デジタルデバイスについては、令和2(2020)年度から本格的な運用が始まった5Gも含め、県内地域間に情報通信格差を生じさせない環境を実現させていくほか、あらゆる情報がインターネット等のオンライン上の利用が前提となりつつある中、誰もがデジタル化の恩恵を受けられるよう、アクセシビリティの高い情報発信を進めていくとともに、行政手続のオンライン化に向けては、誰もが利用しやすいシステムを検討していきます。

基本方針3 テクノロジーを活用した社会課題の解決、新たな価値の創出

データ活用のみならず、ICTやAI等のデジタル技術を活用することにより、さまざまな社会課題を解決できる可能性があることから、県庁の政策立案過程において、デジタル技術を活用する余地があるかどうかの検討を行います。

新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、デジタル技術を活用した社会課題の解決は、ますます重要となります。オンライン教育やテレワーク環境の整備など、DXによりチャンスをつかむ取組を進めます。

一方、三重県が持つ豊富な資源を活用し、三重らしさを持つ地域づくりを進めることも重要であり、デジタル技術も活用した取組を進めます。

このような政策立案を進めるためには、技術への理解や、具体的課題に技術を適用できる人材が必要であり、さらなる社会課題解決に向け、県職員の人材育成を進めます。

ICT・データ活用を通じた新しい価値の創出については、三重県の「オ

オープンデータライブラリ」の充実と県内市町も含めた行政データのオープン化を推進していきます。また、ICTやデータの活用に関しては、各分野が主体となり推進していくこととし、「みえICT・データサイエンス推進構想」における「データ活用プロジェクト支援機能」等の仕組みを有効に活用して、積極的に取り組んでいきます。

さらに、ICTやデータを活用した取組を進めるためには、同時にそれらに関する知識やノウハウを有した人材が必要であることから、これらの人材育成に取り組む、ICTやデータ活用が県の事業だけにとどまらず、県内で広く取り組まれるよう進めていきます。自治体としてもデータに基づいた地域課題の解決をめざします。

【市町との協働の視点について】

県内市町においても、自治体職員の労働力不足が、今後、ますます深刻になることは明白であり、既存の業務のあり方を大胆に再構築することは喫緊の課題となっています。全国的にもICTを活用したスマート自治体の実現に向けた取組が始まっていますが、単独では導入に踏み切ることが困難な市町も多くあります。そのため、三重県では、令和元(2019)年度から市町がスマート化を進める上での課題を共有しながら協議・研究を進める場を設けています。

Society5.0の核となるAI・RPA等の利活用については、自治体運営の改善、住民サービスの向上の観点から、その活用方法の検討を進める必要がありますが、AI・RPA等の最新技術を扱うことのできる人材や効果を理解し導入を推進していく人材が必要であり、その育成が課題となっています。

また、今後ますます厳しくなる自治体経営を見据え、複数団体での連携が可能かどうかについても検討していく必要があります。

以上の観点から、上記の基本方針1から3までは、県と市町が緊密に連携し、オール三重県で進めていくという視点をもって取り組みます。

第4章 個別取組

1 個別取組の概要

本計画では、3つの基本方針に基づき、次の個別取組を実施します。

【個別取組】

- (1) AIやRPAの活用等による業務改善及び多様な働き方の推進
- (2) 県情報通信基盤の整備運用
- (3) 情報セキュリティ対策の強化
- (4) 行政データのオープン化・データ活用の推進
- (5) 行政手続のオンライン化
- (6) デジタルデバйд対策
- (7) 人材育成・意識改革
- (8) 新型コロナウイルス感染症拡大を契機としたDXの推進

個別取組は、一つないし複数の基本方針と関連しており、各個別取組の【主な取組内容・スケジュール】において、基本方針との関連性を基本方針の番号により表しています。

取組内容については、今後の社会経済情勢の変化や県民ニーズ、ICTの進歩等による外部環境の変化にも迅速・的確に対応し、各年度の予算調整等を経て適宜調整を行うため、必要に応じ、俊敏に取組内容の修正等を行うことで、無謬性を前提とせず、適切に推進していきます。

2 個別取組

(1) AIやRPAの活用等による業務改善及び多様な働き方の推進

【取組の概要】

①現状（令和元(2019)年度までの取組）・課題

■県：AI・RPA等の新たな技術の活用による、生産性の向上と正確性の確保をめざす取組を令和元(2019)年度から進めています。具体的には、児童相談対応へのAIを活用した実証実験や、AIチャットボットを活用した観光客受入環境の整備、RPAの実証実験などに取り組んでいます。

また、柔軟かつ弾力的な働き方に向けて、令和3年(2021)1月のモバイルワーク導入をめざし、令和元(2019)年度から実証研究に取り組んでいます。

今後も、新しい技術（ペーパーレス化やコミュニケーションツール等）の導入により、スマート自治体へ向けた取組を進めていく必要があります。

■市町連携（支援）：AI・RPA等は専門性の高い分野であり、発展途上の技術でもあることから、市町によっては、単独で導入することが困難な面があります。

そこで、市町への支援の一環として、県と市町で研究、情報共有する場を設け、先進自治体の導入事例の研究や業務可視化等のモデル事業等の進捗状況や結果について情報共有を図っています。

また、今後、自治体職員の労働力不足が深刻になることは明白であることから、既存の業務のあり方を検討していく必要があります。

②本計画での取組概要

■県：実証実験の検証結果をふまえながら、AIやRPA、AI-OCR等の新たな技術のさらなる活用に取り組み、定着させていくことで、有効に活用できる環境を整え、庁内の業務改善を推進していきます。

また、「スマート自治体」に向けた取組をさらに加速させていくため、ペーパーレス化の推進や、導入効果が期待される各種コミュニケーションツールの積極的かつ段階的な導入を進めます。

あわせて、令和3(2021)年1月に運用を開始する次期三重県情報ネットワークにおいて本格実施をめざしているモバイルワークをはじめ、新型コロナウイルス感染症拡大に伴う新しい生活様式に対応した在宅勤務など、多様な働き方を推進していきます。

■市町連携（支援）：効率的かつ生産的な行政運営につなげるため、全市町におけるAIやRPAの導入検討が進むよう、導入効果の把握や複数市町間

での活用検討など、県と市町が一体となって研究・情報共有していきます。

また、行政運営の見直しの契機とすべく、ICTを活用した働き方改革や新たな住民サービス等の可能性について、課題整理を行います。

【主な取組内容・スケジュール】

■県の取組

NO	基本方針	取組内容	スケジュール（年度）			
			R2	3	4	5
1	1	A I ・ R P A等の新たな技術の導入による業務改善の推進	検討			
			実施			
2	1	ペーパーレス化の推進	研究			
			順次実施			
3	1	コミュニケーションツールの導入	研究			
			順次実施			
4	1	モバイルワーク等、多様な働き方の推進	研究			
			順次実施			

■市町連携（支援）の取組

NO	基本方針	取組内容	スケジュール（年度）			
			R2	3	4	5
5	1	市町におけるA I ・ R P A等の新たな技術の導入に関する研究・情報共有する場の設置	実施			

(2) 県情報通信基盤の整備運用

【取組の概要】

①現状（令和元(2019)年度までの取組）・課題

- 県：県庁舎とデータセンター等を結ぶ行政事務ネットワークや、県内市町等を結ぶ重要なネットワークシステムの基盤である三重県情報ネットワークは、令和元(2019)年度から次期ネットワークの再構築に着手しています。次期ネットワークでは、費用対効果や信頼性のさらなる向上のほか、スマート自治体を支える県情報通信基盤として、テレワークなどの多様な働き方を可能にする環境整備に取り組みます。

②本計画での取組概要

- 県：令和3(2021)年1月に運用を開始する次期ネットワークでは、テレワーク（モバイルワーク）環境や本庁舎を中心とした無線環境、重要データを必要な範囲で集約するファイル共有やファイル交換システム等の整備を行います。また、業務効率化による生産性の向上やコスト削減につなげていくため、ペーパーレス化やWeb会議システム等の各種コミュニケーションツールの導入の推進、既存情報システムの機能改善等に取り組みます。あわせて、業務効率化を図るため、庁内における情報共有の仕組みや国の要請に基づく庁内ネットワークから分離したインターネット接続環境のあり方、モバイルワークに対応できるパソコンの段階的な導入等の検討及び見直しを行います。

【主な取組内容・スケジュール】

■県の取組

NO	基本方針	取組内容	スケジュール（年度）			
			R2	3	4	5
6	1	次期ネットワーク構築・運用	構築 → 運用			
7	1	ペーパーレス化の推進(再掲)	研究 → 順次実施			
8	1	コミュニケーションツールの導入(再掲)	研究 → 順次実施			

NO	基本方針	取組内容	スケジュール（年度）			
			R2	3	4	5
9	1	全職員が利用する業務システムの効率化に向けた取組	検討			
			順次実施			

(3) 情報セキュリティ対策の強化

【取組の概要】

①現状（令和元(2019)年度までの取組）・課題

■県：現在、三重県情報ネットワークにおけるファイアウォールの運用や、職員一人一台パソコン等のウイルス対策、インターネットメールの誤送信対策、日本年金機構の個人情報流出事案に端を発した、国の要請に基づく庁内ネットワークの三層分離といった技術的対策を行っています。

さらに、セキュリティ対策の基準となる情報セキュリティポリシーの見直しや、解説書の作成、職員のセキュリティ意識の向上のための研修や訓練、インシデント発生時の体制整備(CSIRT)等に取り組んでいます。

今後は、これまでの取組を継続するとともに、デジタルファーストの進展やIoTデバイスの増加等、ICTを取り巻く環境の進展や、スマート自治体へ向けた各取組に対応するため、情報セキュリティポリシーの見直しや新たな脅威への対策が必要となっています。

■市町連携（支援）：市町等のインターネット接続口を県に集約し、24時間監視等の高度なセキュリティ対策を行う自治体情報セキュリティクラウドを平成29(2017)年度から運用しています。本システムは、インターネット通信のニーズの高まりから、機器等への負荷が年々高くなっており、今後、環境の改善が必要となっています。

②本計画での取組概要

■県：セキュリティを確保したうえで、スマート自治体への取組を推進するため、情報セキュリティポリシーの見直しを行うとともに、職員の情報セキュリティ意識の向上を図るため、研修や訓練、情報セキュリティに関する情報発信等を通じて職員のセキュリティ意識の維持・向上を図る人的対策に取り組めます。

また、国の要請に基づき実施している、庁内ネットワークの三層分離をはじめとしたセキュリティ対策について、継続して技術的対策に取り組むとともに適切に運用していきます。

■市町連携（支援）：現在運用している自治体情報セキュリティクラウドの機器保守契約が満了する令和3(2021)年度末に向け、次期システムの方針について市町等とともに検討を行います。

その他、市町職員の情報セキュリティ向上を図るため、研修等を実施します。

【主な取組内容・スケジュール】

■ 県の取組

NO	基本方針	取組内容	スケジュール（年度）			
			R2	3	4	5
10	1	職員のセキュリティ意識の維持向上	実施			
11	1	情報セキュリティポリシーの見直し	検討			
				実施		
12	1	インシデント対応力の維持向上	実施			
13	1	「三層の構え」による情報セキュリティ対策の強化	実施			

■ 市町連携（支援）の取組

NO	基本方針	取組内容	スケジュール（年度）			
			R2	3	4	5
14	1	自治体情報セキュリティクラウドの再構築及び安定運用の確保	検討	構築		
15	1	市町職員に対する情報セキュリティ研修の実施	実施			

(4) 行政データのオープン化・データ活用の推進

【取組の概要】

①現状（令和元(2019)年度までの取組）・課題

■県：産業振興や地域課題の解決、行政の透明性・信頼性の向上と県民協働による公共サービスの実現をめざして、オープンデータ化の推進が必要です。県では、平成26(2014)年度より、「三重県オープンデータライブラリ」を開設し、営利目的も含む二次利用が可能な利用ルール「CC-BY」での公開を開始しており、令和2年3月末時点で、89データセットを公開しています。

今後、県民や企業によるデータ活用のさらなる促進に向けて、公開するデータ数の拡大や、公開方法の充実に取り組んでいく必要があります。

■市町連携（支援）：令和2(2020)年3月時点において、オープンデータを公開している県内市町はおよそ3割の8市1町にとどまり、十分に取組が進んでいるとは言えない状況です。

官民データ活用推進基本計画では、令和2(2020)年度末までに全ての地方公共団体が、オープンデータの取組を実施することが目標になっていることから、市町のオープンデータ化を推進するための支援が必要です。

■産学官連携：企業や地域住民が抱えるさまざまな課題を解決するためには、ICTやデータの活用が不可欠となっており、三重県が保有するデータの有用性も増しています。県内の一部事業者では、ICTやデータを活用した先進的な取組が行われていますが、その反面、県内企業におけるデータやICTの活用に対する関心は、十分に高まっているとは言えない状況にあり、社会課題に対して市民自身がテクノロジーを活用して解決に取り組む活動であるシビックテックについても、動きが出始めたところです。

地域に存在する多種多様な課題の解決は容易ではありませんが、地域の特性を生かした取組を行うことにより解決に近づけていく必要があります。

②本計画での取組概要

■県：県が保有するデータについては、「オープン・バイ・デフォルト」の考えに則り、原則オープンデータでの公開を進め、「三重県オープンデータライブラリ」の充実に努めます。

また、オープンデータの利活用が促進されるよう、より利用しやすい機械判読性の高い形での公開を進めていきます。

■市町連携（支援）：県内全ての市町でオープンデータの公開が進むよう、

市町と連携し、市町職員向けセミナーや成功事例の共有、隣接する地域での連携した公開の取組などを支援していきます。

■産学官連携：ICTやデータを活用して、新しい価値を創出し、地域課題の解決へつなげるため、企業、高等教育機関、住民等、さまざまな主体が積極的に進めていけるよう、取り組みます。

取組を進めるにあたっては、各分野が主体となり、「みえICT・データサイエンス推進構想」における「データ活用プロジェクト」等の仕組みを有効に活用して進めていきます。

「みえICT・データサイエンス推進構想」では、以下の取組を実施します。

- 中小企業等におけるICT導入促進やデータ活用による新事業創出、地域課題解決に係る県内の取組を推進するための体制・基盤の構築
- ICT・データ活用が県の事業だけにとどまらず、県内で広く取り組まれるようになるよう、地域との結びつきが強い市町や企業を対象に、データ活用にかかるセミナー等を開催
- ICT導入やデータ活用の取組を活性化するため、先進企業やスタートアップ等による実証事業の受け入れ
- 地域課題の解決に大きな役割を果たす、シビックテックとの連携
- 企業のICT導入やデータ活用の支えとなる、情報通信産業の誘致・育成

【主な取組内容・スケジュール】

■県の取組

NO	基本方針	取組内容	スケジュール（年度）			
			R2	3	4	5
16	3	オープンデータ化の推進	実施			▶

■市町連携（支援）の取組

NO	基本方針	取組内容	スケジュール（年度）			
			R2	3	4	5
17	3	市町におけるオープンデータ化に関する助言・情報提供等による支援	実施			▶

■産学官連携の取組

NO	基本方針	取組内容	スケジュール（年度）			
			R2	3	4	5
18	3	ICT・データ活用を推進する協議会の設立・運営	設立			
			運営	→		
19	3	データ活用プロジェクト支援機能の構築・活用	構築			
			活用	→		
20	3	市町、企業等におけるデータ活用の促進（意識啓発のためのセミナー開催等）	順次実施			→
21	3	地域特性を生かした実証フィールドの積極的活用	順次実施			→
22	3	シビックテックとの連携	順次実施			→
23	3	情報通信産業の誘致・育成	順次実施			→

(5) 行政手続のオンライン化

【取組の概要】

①現状（令和元(2019)年度までの取組）・課題

■県：三重県の電子申請・届出システムは、主に県が主催するイベント等の参加募集、各種調査、アンケート等で利用されており、オンライン化されている行政手続（申請・届出）は少ない状況にあります。

デジタル行政推進法におけるデジタル化3原則の下、今後、さらに行政手続のオンライン化を推進していく必要があります。現行システムには、電子署名による本人確認の機能が無いため、厳格な本人認証が必要な手続への対応についても検討する必要があります。

オンライン申請の基盤として期待されるマイナンバーカードについては、令和2(2020)年4月1日時点の三重県におけるマイナンバーカードの普及率は、13.5%となっており、全国平均を下回っている状況です。

新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、行政窓口へ直接行くことなく手続きを済ませたいというニーズは、これまで以上に高まっていますが、前述のように電子申請に対する県民のニーズに対応しきれていないと見られ、今後も行政手続のオンライン化を不断に検討する必要があります。

■市町連携（支援）：令和2年(2020)年3月時点において、県内では、オンライン申請システムが導入されていない団体があります。

②本計画での取組概要

■県：現行システムで対応可能な行政手続のオンライン化を推進するとともに、本人認証が必要な手続のオンライン化を進めるにあたっては、電子申請・届出システムの再構築等の手法について、マイナンバーカードへの対応も含め検討します。

また、マイナンバー制度の適正かつ円滑な運用により、行政事務の負担軽減および住民の利便性向上を進めるとともに、マイキープラットフォームの活用をはじめ、マイナンバーカードの利活用を促進していきます。

オンライン化すべき行政手続については、コストメリットも勘案しつつ、県民のニーズを把握し、対応を進めます。

さらに、「三重県キャッシュレス推進方針」に基づき、利便性やコストを十分勘案した上で、キャッシュレス決済を推進していきます。

■市町連携（支援）：県内全ての市町でオンライン申請システムの導入が進むよう、市町への助言や情報提供を行います。

【主な取組内容・スケジュール】

■ 県の取組

NO	基本方針	取組内容	スケジュール（年度）			
			R2	3	4	5
24	1,2	行政手続オンライン化の推進	検討			
				順次実施		
25	1,2	電子署名への対応	検討			
				順次実施		
26	1,2	マイナンバーカードの利活用促進	実施			
27	1,2	キャッシュレス決済の導入検討	検討			
				順次実施		

■ 市町連携（支援）の取組

NO	基本方針	取組内容	スケジュール（年度）			
			R2	3	4	5
28	1,2	市町における行政手続オンライン化に関する助言・情報提供等による支援	実施			

(6) デジタルデバインド対策

【取組の概要】

①現状（令和元(2019)年度までの取組）・課題

■県：デジタルデバインドとは、インターネット等のICTを利用できる者とできない者との間に生じる格差のことで、県内においても、地理的条件や事業採算性等の問題により、携帯電話等の情報端末を利用することが困難な地域が残存しています。

そのため、これらの地域間格差を是正し、地域間デジタルデバインドを解消していく必要があります。

②本計画での取組概要

■県：県内の情報通信格差の是正をめざし、携帯電話事業者への基地局整備の要望活動に積極的に取り組みます。

Society5.0 で実現する社会は、IoTで全ての人とモノがつながることが求められるとともに、AIやビッグデータの活用のため、大量のデータ流通が見込まれることから、今後、「超高速・大容量」で「超低遅延」、「多数同時接続」等の特徴のある5Gについても、地域間格差を生じさせず、地域ニーズに応じた環境を実現していく必要があります。

【主な取組内容・スケジュール】

■県の取組

NO	基本方針	取組内容	スケジュール（年度）			
			R2	3	4	5
29	2	情報通信格差の是正のため、携帯電話事業者への働きかけ（5Gを含む基地局整備要望）	実施			▶

(7) 人材育成・意識改革

【取組の概要】

①現状（令和元(2019)年度までの取組）・課題

- 県：スマート自治体の推進に向けて、先駆的な取組を始めるためには、多くの人的・財政的投資をする必要がありますが、その後の運用に係る投資を低減することが可能です。しかし、先進技術の導入を推進する人材が不足しており、人材育成の手法も確立されていない状況です。
- 市町連携（支援）：市町において、スマート自治体への転換を進めるためには、A I・R P A等の先進技術を扱うことのできる人材や導入を推進する人材が必要です。
- 産学官連携：データ活用人材やI C T人材が不足しており、I C T・データ活用のニーズに対応していくため、人材育成に取り組む必要があります。

②本計画での取組概要

- 県：A I等先進技術を活用した業務改善提案や技術を具体的社会課題に適用することのできる「スマート人材」を育成するための研修等を実施します。
- 市町連携（支援）：先進技術、特にR P Aを市町庁内に展開していけるよう、R P Aの操作を習得した人材や市町庁内での展開を主導できる人材などの育成支援を行います。
- 産学官連携：I C Tやデータを活用した取組を進めるため、それらに関する知識やノウハウを有した人材の育成に取り組みます。
取組を進めるにあたっては、「みえI C T・データサイエンス推進構想」の仕組みを有効に活用して進めていきます。
「みえI C T・データサイエンス推進構想」では、以下の取組を実施します。
 - I C T導入やデータ活用の取組が促進されるよう、経営者層を対象とするセミナーの開催
 - 実務担当者を対象とするセミナーやワークショップ等による、企業現場で活躍するI C T人材の育成
 - データ活用人材を育成するため、各企業におけるリカレント教育等の人材育成への取組が自立的に進むよう、支援方法の研究

【主な取組内容・スケジュール】

■ 県の取組

NO	基本方針	取組内容	スケジュール（年度）			
			R2	3	4	5
30	1,3	スマート人材の育成	実施			
						▶

■ 市町連携（支援）の取組

NO	基本方針	取組内容	スケジュール（年度）			
			R2	3	4	5
31	1,3	市町におけるスマート人材の育成支援	実施			
			▶	側面支援		▶

■ 産学官連携の取組

NO	基本方針	取組内容	スケジュール（年度）			
			R2	3	4	5
32	3	企業経営者層を対象とするセミナー等の開催	順次実施			
						▶
33	3	企業現場で活躍するICT人材・データ活用人材の育成	順次実施			
						▶

(8) 新型コロナウイルス感染症拡大を契機としたDXの推進

【取組の概要】

①現状（令和元(2019)年度までの取組）・課題

■県：新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、デジタル技術を活用した社会課題の解決は、ますます重要となります。従来、「物理的制約」のあった教育や勤務先等について、オンライン教育やテレワーク等が進むことにより、その制約から解放されることを前提に、DXを軸として環境等の整備に取り組む必要があります。

一方、三重県が持つ豊富な資源を活用し、三重らしさを持つ地域づくりを進めることも重要であり、デジタル技術も活用しつつ、具体的な取組を進めます。

②本計画での取組概要

■県：県庁各部局で取り組む施策について、DXの観点から横断的に進捗を管理し、必要な投資を検討します。

【主な取組内容・スケジュール】

■県の取組

NO	基本方針	取組内容	スケジュール（年度）			
			R2	3	4	5
34	1,2,3	各部局で実施する施策の進捗管理と必要な投資の検討	実施			

第5章 推進体制

知事を長とする「三重県行財政改革・デジタル戦略推進本部」において、本計画に基づく取組を推進するとともに、スマート改革推進課が全体を取りまとめ、推進します。

取組の推進にあたっては、P D C Aサイクルに基づき、的確な進行管理に努めます。

各取組の進捗状況については、年度ごとにわかりやすい形でとりまとめ、知事を長とする庁内会議に報告します。

今後の社会経済情勢やI C Tを取り巻く状況の変化に迅速・的確に対応するため、取組内容や進め方などについて、柔軟かつ俊敏に見直しを行います。

取組を進めるにあたっては、効果的な取組となるよう市町と連携を図っていきます。

みえデジタル戦略推進計画

令和2年(2020)6月
三重県総務部スマート改革推進課

〒514-8570 三重県津市広明町13番地
T E L 059-224-2200
F A X 059-224-2418
e-mail it@pref.mie.lg.jp